

第4 高等学校教諭一種免許状を取得する場合

【根拠規定：法別表第8、規則第18条の2～第18条の4、細則別表第1の5の2(3)】

<表4-6>

基礎となる免許状		基礎となる免許状			中学校教諭（専修・一種）免許状(7)		
在職年数	基礎となる在職年数	基礎となる免許状の校種及び教科での在職年数(イ)			3年		
単位軽減となる在職年数	取得しようとする免許状の種類（高等学校教諭一種免許状）に応じた在職年数(ウ)			なし	＋1年	＋2年	
最低修得単位数(エ)	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)(オ)			2	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	左記全ての事項を含んで修得	2	2	1	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
大学が独自に設定する科目(カ)(キ)				8	6	4	

<備考>

- (7) 中学校教諭二種免許状は「基礎となる免許状」になりません。
取得できる高等学校教諭一種免許状の教科は、「基礎となる免許状」の相当教科となります（<表4-7>の「基礎となる免許状(中)の教科」に対応する「取得しようとする免許状(高)の教科」）。
- (イ) P. 2 (1) 参照
(ウ) P. 3 (2) 参照
- (エ) 高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要とされる事項を含む科目について修得します。
- (オ) 取得しようとする免許状の教科ごとに修得する必要があります。
- (カ) <表4-7>の「教科に関する専門的事項のうち修得が必要なもの」欄に記載があるものは、同表の「必要単位数」を含んで修得してください（一般的包括的内容を含む必要はありません）。
- (キ) 「指定大学(※)が加える科目」を充てることができます。
- ※ 指定大学とは、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が指定した大学(いわゆる「教員養成フラッグシップ大学」。令和4年4月から取組開始)のことで、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の4大学が指定されています。

<表 4-7>

取得しようとする免許状(高)の教科	基礎となる免許状(中)の教科	教科に関する専門的事項のうち修得が必要なもの		必要単位数
国語	国語			
地理歴史	社会	日本史	左の科目のうちから1科目以上	1単位以上
		外国史		
		人文地理学・自然地理学		
		地誌		
公民	社会	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	左の科目のうちから1科目以上	1単位以上
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		
数学	数学			
理科	理科			
音楽	音楽			
美術	美術			
保健体育	保健体育			
保健	保健			
情報	技術	情報システム		各科目についてそれぞれ1単位以上
		情報通信ネットワーク		
		マルチメディア表現・マルチメディア技術		
工業	技術	工業の関係科目		各科目についてそれぞれ2単位以上
		職業指導		
家庭	家庭			
外国語(各国語)	外国語(各国語)			
宗教	宗教			